

平成 28 年(2016 年) 2 月 5 日

保護者の皆様

プラハ日本人学校  
校長 齊藤 仁

## インフルエンザによる出席停止について（お願い）

厳寒の候 保護者の皆様には日ごろ本校の教育活動にご支援ご協力いただきましてありがとうございます。

さて、インフルエンザは健康回復と流行防止のために出席停止となりますが、学校保健安全法施行規則の改正によりまして、出席停止期間の基準が「解熱後 2 日を経過するまで」から「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで」と変わっています。発症した日からかぞえると、6 日間の出席停止が必要ということになります。その後は、解熱した日によって出席停止日が延期されていきます。解熱後もインフルエンザウイルスが体内から放出されるためにこうした措置を取ることが求められています。

校内での集団感染を防ぐためにもご協力を願ひ申し上げます。なお、医師の診断があれば、証明書は必要ありません。下の早見表をご参考にしてください。

### 「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表

		発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症した後5日を経過した後			
	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

\*出席停止・・・児童生徒が出席しなければならない日（授業日）を減らすということですので、欠席とはなりません。